

農水商工委員長報告

令和元年11月定例会（12月17日）

農水商工委員長報告をいたします。

今定例会において農水商工委員会に付託されました議案のうち、既に12月6日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「令和元年度島根県一般会計補正予算（第3号）」の予算案1件、「島根県森林環境譲与税基金条例」など条例案2件、「公の施設の指定管理者の指定について」など一般事件案2件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第132号議案「島根県森林環境譲与税基金条例」及び第133号議案「島根県水と緑の森づくり基金条例の一部を改正する条例」の条例案2件については賛成多数により、また、その他の議案については全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

全会一致とならなかった第132号議案については、そのもとになる森林環境譲与税について、都道府県に対する配分基準のうち、人口指標に基づく割合が大きく、私有林人工林面積が小さくても人口の多い都道府県に対し、多額に配分されることとなる点については問題があるのではないかと理由から反対であるとの意見がありました。

また、第133号議案については、そのもとになる「島根県水と緑の森づくり税条例」が、本来はCO₂排出事業者が負担すべきである税を広く住民に一律に負担させる仕組みとなっている点から、税の負担のあり方として疑義が生じるとの理由から反対であるとの意見がありました。

議論を経て、最終的には挙手による採決を行ったところ、賛成多数により、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

まず、第123号議案「令和元年度島根県一般会計補正予算（第3号）」についてであります。

農林水産部、商工労働部両部共管分の、首都圏における新たな情報発信、活動拠点整備事業については、委員から、首都圏におけるアンテナショップの管理運営事業者

等の選定にあたって、どのような点を検討し評価して決定に至ったのかについて資料を求め、執行部からは、管理運営事業者については、業務遂行能力などの4項目で、デザイン・設計施工事業者については、店舗・ロゴデザインなどの4項目で評価し決定した旨を資料を追加して説明がありました。

次に、商工労働部所管の外国人観光客誘致推進事業費については、委員から、米子空港及び広島空港の新路線就航に伴って新たに造成する団体ツアーの行程について質問があり、執行部からは、特に、広島バンコク路線利用の団体ツアーは、広島県と連携してPRしていく予定であり、島根県西部についてもツアーの行程に組み込まれるよう、旅行会社等に働きかけていきたいとの回答がありました。

最後に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

農林水産部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「水田園芸の拡大等に伴う経営のセーフティネット確保の推進について」では、委員から、全ての農産物が対象で、気象災害や市場外流通も含めた収入減少を補填する農業経営収入保険への加入促進にあたっては、生産の担い手に対し、制度や手続きについての周知にとどまらず、加入要件となっている青色申告などについても、しっかり支援してほしいとの意見がありました。

以上、農水商工委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。